

事務事業マネージメントシート

作成日 平成29年 05月 11日

事務事業名	介護二次予防事業	担当	健康福祉部 いきいき高齢課 地域支援係
政策名	C 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり	電話番号	0285-83-8132
施策名	5 高齢者の自立と社会参加の支援	<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業	
関連個別計画		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 H18 年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
法令根拠	介護保険法 115条の45第1項第2号		
予算科目	5.介護保険特別会計（保険事業勘定）		3.地域支援事業費
事業概要	介護認定を受ける前の二次予防事業対象者（虚弱な状態にある高齢者等）に対して、要支援・要介護状態になることの予防を目的として、運動器機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能向上事業等を実施する。また、うつ、認知症、閉じこもり等の二次予防事業対象者に対しては、訪問による介護予防支援を行っていく。 二次予防事業対象者を把握することや、この施策事業の評価についても実施する。		

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか?	<input type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 見直し余地がある 二次予防対象者を把握し、その高齢者に対して要支援・要介護状態になることを予防することは、住み慣れた地域で、安心して生活を送れる高齢者の自立と社会参加の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? ・税金を投入して達成する目的か?	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある 介護保険法に必須事業として定められているため。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか? ・意図を限定・拡充すべきか?	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 対象を見直す必要がある <input type="checkbox"/> 意図を見直す必要がある 対象・意図は、介護保険法で定められているので、妥当である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか? ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか?	<input type="checkbox"/> 向上余地はない <input type="checkbox"/> 向上余地がある 介護保険法に定められた事業を、すべての二次予防対象者を対象として実施している。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?	<input type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がない 介護保険法で定められているので、廃止・休止もできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか?	<input type="checkbox"/> 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） <input type="checkbox"/> 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか?	<input type="checkbox"/> 他の事業と統合・連携ができる <input type="checkbox"/> 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか? (仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある 必要最小限の事業費であり、削減の余地がない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しているため、削減の余地がない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? ・受益者負担が公正・公平になっているか?	<input type="checkbox"/> 公正・公平である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある 介護保険法に定められており、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

（1）改革の方向性（改革案・実行計画）

廃止 見直し（：目的妥当性 ：有効性 ：効率性 ：公平性） 統合 継続
一次予防事業、二次予防事業と区別なく、全ての65歳以上の高齢者を対象とした介護予防事業を実施する。

（3）改革・改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持			
	低下			

（2）改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

（1）1次評価結果の客観性と出来具合 記述説明不足（説明責任不充分） 評価内容が客観性を欠く 評価内容は客観的と言える

（2）2次評価者としての評価結果

①目的妥当性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり
③効率性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	④公平性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり

（5）改革・改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持			
	低下			

（3）2次評価者として判断した今後の事業の方向性

廃止 休止 目的絞込み 目的拡充
 事業統廃合 事業のやり方改善
 予算削減 予算増大
 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

（4）その他2次評議会議で指摘された事項